

令和2年度 総合評価落札方式の評価基準の 見直しについて（工事）

令和2年6月19日
中部地方整備局 港湾空港部

- ◆令和2年7月 1日以降に公告する工事より適用するものです。
- ◆本方針に基づき個別の工事に適用される評価項目等は、各工事の入札説明書を参照してください。
- ◆本方針の内容は変更する場合がありますので、以下のホームページでご確認願います。
- ◆問い合わせ窓口
 - 中部地方整備局港湾空港部：pa.cbr-nyuusatsu@mlit.go.jp（担当：品質確保室）
 - 本資料に対する質問と回答は、中部地方整備局港湾空港部入札・契約情報ホームページ（<http://www.pa.cbr.mlit.go.jp/20/21/26/>）に掲載します。

総合評価落札方式の評価基準の見直しについて

地域精通度・貢献度等の基準見直しについて

- ・ 災害時に活用できる作業船保有に係る評価の追加 1

地域精通度・貢献度等の基準見直しについて

方針 災害時に活用できる作業船保有に係る評価の追加

港湾工事において作業船は必要不可欠であるが、作業船の保有は企業努力で確保されているところである。大規模災害時の航路啓開・応急復旧作業に作業船は必要不可欠であり、作業船の減少に歯止めをかけるため、作業船を使用しない工事においても作業船を自社保有している企業を評価する。

WTO、チャレンジ型以外の当局指定の工事に適用

現行基準

特になし

新基準

- 中部地方整備局（港湾空港部・港湾関係事務所）と災害協定書を締結している団体等に所属しており、かつ以下に示す主作業船（規格は問わない）を自社保有していること。
【評価対象船舶】
グラブ浚渫船、バックホウ浚渫船、旋回起重機船、固定起重機船、クレーン付台船
- 自社保有船舶とは、100%自社保有の船舶の他、親会社が50%以上の株式を保有している子会社100%保有の船舶又は親会社と共有で100%保有している船舶をいう。また、申請者が最終的に保有者となることを前提として、便宜上、リース会社が建造し保有した船舶であって、且つ、実態として申請者が建造費を含めたリース料を払いつつ自社保有船舶と同等の維持・使用を行う（ファイナンスリース）船舶も自社保有船舶に含めることができる。
- 作業船の保有者を確認する資料として、「登記簿」の写しを求めるものとする。

※当局指定の工事

港湾土木工事の「ブロック、ケーソン等の製作のみの工事」
ただし、製作したブロック等の据付作業に作業船を使用する前提がある工事に限る。

地域精通度・貢献度等の基準見直しについて

「災害時に活用できる作業船保有」の評価表

WTO、チャレンジ型以外の当局指定※の工事に適用

評価項目	評価基準	配点
災害時に対応できる作業船(注1)保有の状況	災害協定書を締結している団体等に所属し(注2) 且つ 自社保有あり(注3)	1.0点
	自社保有なし	0.0点

※当局指定の工事

港湾土木工事の「ブロック、ケーソン等の製作のみの工事」

ただし、製作したブロック等の据付作業に作業船を使用する前提がある工事に限る。

(注1)【評価対象作業船】: グラブ浚渫船、バックホウ浚渫船、旋回起重機船、固定起重機船、クレーン付台船

(注2) 作業船の自社保有、且つ「中部地方整備局(港湾空港関係)」と災害協定書を締結している団体等に所属していること。

(注3) 自社保有船舶とは、100%自社保有の船舶の他、親会社が50%以上の株式を保有している子会社100%保有の船舶

又は親会社と共有で100%保有している船舶をいう。

また、申請者が最終的に所有者となることを前提として、便宜上、リース会社が建造し保有した船舶であって、且つ、実態として申請者が建造費を含めたリース料を払いつつ自社保有船舶と同等の維持・使用を行う(ファイナンスリース)船舶も自社保有船舶に含めることができる。